



福岡医発第1881号(地)

平成16年 1月23日

各医師会長 殿

福岡県医師会  
会長 関原 敬次郎



「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書の送付について

厳寒の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり報告書の送付がありましたので御参考までにお送り致します。

---

小郡三井医師会より  
かなりの量の資料が参っておりますので、ご必要な方は医師会事務局にて閲覧願います。

担当理事 島田昇二郎





(地Ⅰ221)

平成16年1月13日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

羽生田 俊

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（委員として小職が参加）につきましては、平成14年12月に報告がなされ、その中で、救急救命士による薬剤投与について早期に結論を得るに当たり、検証等や措置が必要となる諸点が示されたところです。

今般、同検討会では、当時求めたドクターカー等における研究、検証の結果報告等を受け、救急救命士に薬剤投与を認めることの適否等について検討を行った結果、医師の具体的指示に基づき、適切なメディカルコントロール体制（以下「MC」）の下に、現段階ではエピネフリン1剤に限定して認めるべきであるとの報告を行いました。

また、その条件とし、免許取得済み者に対する追加講習の実施、プロトコルの周知徹底、MC体制の一層の整備、充実及び質的評価、再教育の実施を掲げ、これらの整備や普及を図った上で、平成18年4月を目途に、条件を満たした者に限定的に薬剤の使用を認めることとしております。

なお、事故・訴訟発生時の体制整備については、救急救命士に対する研修や具体的指示等に協力する医師、医療機関の法的責任が明確化されるよう、適切な業務委託契約の締結等を図ることとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、救急救命士の業務拡大に不可欠な事前事後のMC体制の整備とその充実に向け、一層のご尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。